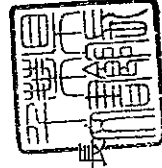


平成 29 年 3 月 27 日

アーカイブズ学・考古学・歴史学関係 14 団体 様

(日本歴史学協会、関東近世史研究会、首都圏形成史研究会、千葉歴史学会、千葉歴史学・自然資料救済ネットワーク、地方史研究協議会、日本アーカイブズ学会、日本史研究会、日本考古学協会、東アジア近代史学会、明治維新史学会、歴史科学協議会、歴史学研究会、歴史教育者協議会 様)



千葉県文書館長

千葉県文書館収蔵公文書に係る要望書について

平成 29 年 2 月 21 日付けで千葉県知事あて要望いただきましたことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 歴史的に重要な公文書を、県民共通の財産として後世へきちんと引き継いでいくことは、当館の使命であり、今後とも、そのための努力を一層重ね、全力で取り組んでいきたいと考えています。
- 2 千葉県では、公文書管理法の施行を受け、平成 27 年度から、新しい文書管理を導入いたしました。その経緯や内容は前回の回答書で述べたとおりですが、大きな制度改正であったため、その切り替えに当たり、一部で事務の徹底不足などが生じていたのではないかと考えています。
- 3 そこで、歴史公文書のより適正な収集・保存に向け、現在、以下のような改善策を検討しており、今後、順次取り組んでいきたいと考えています。
 - ① 判定済公文書の専門職による再確認
 - ② 歴史公文書の判断細則等の整備
 - ③ 第三者から意見を聴く仕組みの検討
 - ④ 担当職員の資質向上